

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会
認定医制度施行細則

第1条 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会（以下「本会」という）認定制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、本会認定医に関して同規則に定められている事項以外は、次の各条に従うものとする。

第2条 規則第7条における本会認定医の認定は、次の各号に該当する者であって、認定審議委員会の審査で合否を判定し、理事会の議決を経て行う。

(1)原則として日本の歯科医師の免許証を有する者。

個々の事例については認定審議委員会で協議し、理事会で決定する。

(2)通算3年以上歯周治療にたずさわった者で、本会の認める研修施設で通算3年以上研修を受けた者。

(3)認定医の申請時において継続して3年以上の本会会員歴を有する者。

(4)年次大会・支部教育研修会への参加が直近の3年間で3回以上である者。（年次大会を2回含む）ただし海外留学等で日本に不在の場合は、認定審議委員会で申請資格の有無を判断する。

(5)認定医教育講演を2回以上受講した者。

年次大会における特別講演を認定医教育講演とする。

(6)本会が行う倫理利益相反委員会企画講演を1回以上受講した者。

(7)本会指導医1名の推薦がある者

(8)認定医申請時に教育研修単位が30単位以上の本会会員である者（附表1）。

(9)認定医審査に合格した者。

(10)本会の禁煙宣言に賛同する非喫煙者。

2. 認定医審査については別に審査施行細則を定める。

3. ただし、本会会員で日本歯科専門医機構認定歯周病専門医及び海外大学歯学部大学院において歯周病専門プログラムを修了している者は、認定医審査施行細則第4条の認定医審査は免除する。

第3条 規則第8条により「認定」された者は、あらかじめ登録料を納付しなければ認定医認定証の交付を受けることができない。

第4条 規則第15条に関し、止むを得ない理由で更新の申請ができないと認定審議委員会が認めた場合には、認定医資格の保全のため3年以内の更新期限の延長を認める。延長期限内に学会活動が困難だった理由を記した届けを添えて更新申請を行う。

2. 未更新による認定医資格喪失者が再び認定医を新規申請するときは、手数料を添え未更新の理由および申請のための必要書類を提出し、次の各号のいずれかで審査を受けなければならない。

(1)認定医筆記試験

(2)症例報告による審査〈書類審査〉（認定医審査施行細則第4条の要項に則した1症例）

第5条 規則第15条における、認定医更新の生涯研修単位基準は、附表2に定める生涯研修単位の合計

単位による。所定の研修単位は5年で研修会出席は60単位以上とする。研修会出席は本会年次大会・支部教育研修会への参加を5年で5回以上（年次大会3回を含む）であることを必須条件とする。

第6条 認定医の認定更新を申請しようとする者は、手数料を添え認定更新申請書と認定医研修記録簿を認定審議委員会に提出しなければならない

2. 認定医更新の申請は、更新時の1年前から行うことができる。

第7条 この制度の施行に関わる諸手数料を次のように定める。

1. 認定申請料2万円

1. 登録料4万円

1. 更新手数料2万円

第8条 この細則の変更は理事会の議決を経て、総会での報告を必要とする。

附則

本施行細則は、平成15年6月28日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成18年6月17日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成19年4月1日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成22年4月1日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成22年9月26日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成24年9月2日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成25年6月14日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成26年9月7日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成27年9月6日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成30年5月27日より施行する。

本施行細則は一部改正し、平成31年3月17日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和元年6月22日から施行する。

本施行細則は一部改正し、令和2年3月31日から施行する。

本施行細則は一部改正し、令和2年6月7日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和3年7月11日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和4年7月29日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和6年6月17日より施行する。

更新時に満65歳に達した者は、認定期限が令和7年3月末までの場合に限り、認定医生涯研修記録簿の提出を免除する。